

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。
原文は情報システムAdilet (<https://adilet.zan.kz/rus/docs/Z950002198>)
よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記について

注) 2002年10月29日付カザフスタン共和国法第348号により、表題の改訂、前文の削除、本文全般における文言の差し替えが行われた。

第1条 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記の定義

法人の国家登記とは、提出書類のカザフスタン共和国法令に対する適合性の審査、企業識別番号の付与および国家登記証明書の交付、ならびに国家企業識別番号登録簿への法人情報の記録を行う手続きをいう。

支店・駐在員事務所の登記とは、提出書類のカザフスタン共和国法令に対する適合性の審査、企業識別番号の付与および登記証明書の交付、ならびに国家企業識別番号登録簿への当該情報の記録を行う手続きを指す。

注) 第1条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による。

第2条 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記の目的

法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記は以下の目的において実施する。

- 法人の設立、再登記、設立文書の改正・補足の登記、事業の再編および終了の事実、ならびに支店・駐在員事務所の設置、再登記、各種文書の改正・補足の登記、事業の終了の事実の証明
- カザフスタン共和国領内において自社事業を創設、再登記、再編、終了した法人、ならびに自社事業を創設、再登記、終了した支店・駐在員事務所の記録
- 国家企業識別番号登録簿の備え付け
- カザフスタン共和国の法令に定めのある方法に則った、法人、その支店・駐在員事務所に関する一般公開情報の提供(ただし、業務上または商業上の機密を構成する情報はこの限りではない)

注) 第2条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による。

第3条 登記の対象となる法人、支店・駐在員事務所

カザフスタン共和国領内で設立されるすべての法人は、その設立目的、事業の種類および特性、参加者(加盟員)の構成の如何を問わず、国家登記の対象となる。

カザフスタン領内に所在する法人の支店・駐在員事務所は登記の対象となるが、法人格の取得は伴わない。

注) 第3条は2002年10月29日付カザフスタン共和国法第348号；2004年3月18日付同第537号（公布日より6カ月が経過した後に発効）の文言による。

<共和国法律情報センターによる備考>

第4条には2015年11月24日付カザフスタン共和国法第422-V号（2016年1月1日より発効）により改正が定められている。

第4条 登記を実施する国家機関

法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記は司法機関が、アルマトィ市地域金融センターの参加者である法人の国家登記はカザフスタン共和国中央銀行が実施する（登記機関）。

注) 第4条は2000年3月23日付カザフスタン共和国法第40号の文言による；2002年10月29日付同第348号；2006年6月5日付同第146号（発効規定は第2条を参照のこと）；2012年7月5日付同第30-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）による改正を伴う。

第5条 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記の実施に際するカザフスタン共和国司法省の権限

カザフスタン共和国司法省は以下を実施する。

- 本法に則った、法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記
- 国家企業識別番号登録簿の備え付け
- 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記に係る業務の方法論的指導
- 司法省の地方機関による本法の要件の順守に対する監督
- 法人の国家登記および支店・駐在員事務所の登記に係る地方機関の行為に対する不服申し立ての審査
- カザフスタン共和国の法令に定めのある場合における、国家機関、監督・監査機能を付与された国家機関に対する、照会に基づく情報の提供
- 本法、カザフスタン共和国のその他の法、カザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定めのあるその他の権限

注) 第5条は1997年6月19日付カザフスタン共和国法第132号；2000年3月23日付同第40号；2001年3月2日付同第162号；2002年10月29日付同第348号；2004年3月18日付同第537号（公布日より6カ月が経過した後に発効）；2011年7月5日付同第452-IV号（2011年10月13日より発効）；2012年12月24日付同第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）による改正を伴う。

共和国法律情報センターによる備考：

第6条には2015年11月24日付カザフスタン共和国法第422-V号（2016年1月1日より発効）により改正が定められている。

第6条 法人の国家登記手順

法人の国家登記を行うには、カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書を登記機関に提出し、本法第7条に記載のある設立文書をカザフ語およびロシア語で作成し、三部用意して添付する。

中規模および大規模企業主体に分類される法人、ならびにその支店・駐在員事務所の定款（規定）は、国家登記の際には提出しない。ただし、株式会社とその支店・駐在員事務所の定款（規定）はこの限りではない。

小規模企業主体に分類される法人の国家登記は、本法第6-1条に定めのある方法に則り実施する。

アルマトィ市地域金融センターの参加者である法人の国家登記を行うには、カザフスタン共和国中央銀行（以下、「中央銀行」）が定める様式に基づいた申請書を登記機関に提出する。アルマトィ市地域金融センターの参加者である法人に関する情報は、中央銀行からの通知に基づき、司法機関が国家企業識別番号登録簿に登録する。

カザフスタン共和国の法令に定めのある場合には、金融サービスの提供を事業対象とする法人の国家登記にあたり、さらに中央銀行の許可が必要となる。

しかるべき商品市場において支配的または独占的地位を有する市場主体、ならびに株式（定款資本における参加持分）の50%超を国が保有する国営企業、法人、およびこれらに関係する者であってカザフスタン共和国領内において自社事業を展開する予定の者の国家登記は、反独占機関の同意を得たうえで登記機関が実施するものとする。ただし、カザフスタン共和国の法律、カザフスタン共和国大統領令、またはカザフスタン共和国政府決定によりその創設が直接的に規定されている場合はこの限りではない。反独占機関は、しかるべき商品市場において支配的または独占的地位を有する市場主体の登記簿、ならびに株式（定款資本における参加持分）の50%超を国が保有する国営企業、法人、およびこれらに関係する者であって反独占機関の同意を得たうえで創設された者の一覧を登記機関に提出する。

中規模および大規模企業主体に分類される法人の国家登記にあたり、単一の設立者または設立者の人が外国人もしくは外国法人、カザフスタン共和国政府または国家機関もしくはカザフスタン共和国中央銀行である場合には、設立者または設立者の一人、もしくは設立者によって全権を付与された者が申請書に署名して登記機関に提出するものとし、カザフスタン共和国の法令に定めのある場合には公証人による証明を受けた設立文書をこれに添付する。

個人事業主体に該当しない法人の国家登記にあたっては、設立者（複数の設立者）もしくは当該の全権を付与された者が申請書に署名して登記機関に提出するものとし、カザフスタン共和国の法令に定めのある場合には公証人による証明を受けた設立文書をこれに添付する。

外資が参加する中規模および大規模企業主体に分類される法人の国家登記は、中規模および大規模企業に分類されるカザフスタン共和国の法人の国家登記を目的として定められた方法に則り実施する。カザフスタン共和国が批准している国際条約に別段の定めがない限り、以下の文書をさらに提出しなければならない。

- 貿易登録簿の認証された謄本、または設立者である外国の法人が外国の法令に基づく法人であることを証明するその他の認証された文書に、公証人による証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を添付したもの

- 設立者である外国人のパスポート、またはその身分を証明するその他の文書の写しに、公証人による証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を添付したもの

社会団体および宗教団体の国家登記は、カザフスタン共和国法「社会団体について」、「政党について」、「宗教活動および宗教団体について」に定めのある特徴を考慮したうえで、本条に定めのある方法に則り実施する。

登記機関には、法人の国家登記に係る登録手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書を同時に提出するものとするが、ただし、小規模および中規模企業主体に分類される法人はこの限りではない。

本法およびカザフスタン共和国のその他の法令に定めのあるもの以外の何らかの文書および情報を請求することは禁止する。

法人の国家登記は、カザフスタン共和国司法省が定める方法に則りインターネットを使用して提出される電子申請に基づいて実施することも可能である。

<共和国法律情報センターによる備考>

第6条第14項に対しては、2015年10月29日付カザフスタン共和国法第376-V号（2016年1月1日より発効）により改正が定められている。

個人事業主体に分類される法人の国家登記にあたっては、個人事業に関するカザフスタン共和国の法令に定めのある個人事業主体基準に則り、主体自らがカテゴリーを判断し、これを申請書に記載する。

注）第6条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による；2014年7月2日付カザフスタン共和国法第225-V号（初回公布日より10暦日外経過した後に発効）；2014年12月29日付同第269-V号（2015年1月1日より発効）；2015年4月22日付同第308-V号（初回公布日より10暦日外経過した後に発効）による改正を伴う。

第6-1条 小規模企業主体に分類される法人の通知による国家登記手順

小規模企業主体に分類される法人の国家登記を行うには、カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた企業活動開始通知を、設立者（複数の設立者）が登記機関に提出する。

小規模企業主体に分類される法人の国家登記は、ウェブポータル「電子政府」上で記入する電子通知の提出をもって実施することが可能である。

小規模企業主体に分類される法人、ならびにその支店・駐在員事務所の定款（規定）は、国家登記の過程においては提出しない。

外資が参加する小規模企業主体に分類される法人の国家登記は、小規模企業主体に分類されるカザフスタン共和国の法人の登記を目的として定められた方法に則り実施する。カザフスタン共和国が批准している国際条約に別段の定めがない限り、以下の文書をさらに提出しなければならない。

- 貿易登録簿の認証された謄本、または設立者である外国の法人が外国の法令に基づく法人であることを証明するその他の認証された文書に、公証人による証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を添付したもの
- 設立者である外国人のパスポート、またはその身分を証明するその他の文書の写しに、公証人による証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を添付したもの

法人国家登記証明書の交付を、企業活動開始通知の受理の証明とする。

法人国家登記証明書の交付は、企業活動開始通知提出日の翌業務日以内に実施する。

注) 第6-1条は2012年12月24日付同第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による; 2014年7月2日付カザフスタン共和国法第225-V号(初回公布日より10暦日外経過した後に発効); 2014年12月29日付同第269-V号(2015年1月1日より発効)による改正を伴う。

第6-2条 支店(駐在員事務所)の登記手順

支店(駐在員事務所)の登記を行うには、カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書を登記機関に提出する。申請書には、支店(駐在員事務所)を設置する法人により全権を付与された者が署名し、法人の印(存在する場合)を捺す。

申請書には、支店(駐在員事務所)の登記に係る登録手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書を添付する。

個人事業主体に該当しない法人の支店(駐在員事務所)、ならびに株式会社の場合には、当該法人が承認した支店(駐在員事務所)に関する規定をカザフ語およびロシア語で三部、定款(規定)の写し、ならびに支店(駐在員事務所)の責任者に対して交付された当該法人(ただし、社会团体および宗教団体を除く)の委任状を提出する。

外国の法人の支店(駐在事務所)の登記は、カザフスタン共和国の法人の支店(駐在員事務所)の登記を目的としてカザフスタン共和国の法令により定められた方法に則り実施する。カザフスタン共和国が批准している国際条約に別段の定めがない限り、本手順に定めのある文書のほか、さらに、貿易登録簿の認証された謄本、設立文書、または支店(駐在員事務所)を設置する外国の法人が外国の法令に基づく法人であることを証明する外国法人のその他の認証された文書、ならびに外国の法人が法人化した国における税務登録を証明する文書に税務登録番号(またはこれに類するもの)を明記したものを提出しなければならない。支店(駐在員事務所)を設置する外国の法人の文書は、公証人による証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を添付したうえで提出する。

国営企業が支店(駐在員事務所)を設置する場合には、さらに、中央銀行または国有資産管理に係る全権機関(地方執行権力機関)による支店(駐在員事務所)設置に対する合意を証明する文書を提出する。

注) 第6-2条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)により本法に追加された; 2014年12月29日付カザフスタン共和国法第269-V号(2015年1月1日より発効)による改正を伴う。

第6-3条 再編により設立される法人の国家登記

再編により設立される法人の国家登記を行うには、以下の文書を国家機関に提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書
- 2) 法人の資産所有者、または所有者により全権を付与された機関、設立者(参加者)の決定、法人の設立文書により全権を付与された機関の決定、またはカザフスタン共和国の法令に定めのある場合には裁判所の決定
- 3) 合併、併合、改組の場合には譲渡証書、分割、分離の場合には再編される法人の債務に係る

権利継承に関する規定を明記した分割貸借対照表であって、法人または法人再編の決定を採択した機関の資産所有者により承認されたもの、ならびに譲渡証書および分割貸借対照表の承認に関する法人の全権機関の決定

- 4) 法人の再編について債権者に書面で通知したことを証明する文書
- 5) 再編される法人の事業の終了に係る登録手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書

併合による再編の場合を除き、法人は、新たに設立された法人が国家登記された時点より再編されたものとみなす。

合併、分割、改組にあたり自社事業を終了した法人は、国家企業識別番号登録簿から抹消されるものとし（国家企業識別番号登録簿からの抹消は、法人の事業終了に関する情報を同登録簿に登録する方法で実施する）、これについては、新たに設立される法人の国家登記命令に明記する。

併合にあたり自社事業を終了した法人は、国家企業識別番号登録簿から抹消されるものとし（国家企業識別番号登録簿からの抹消は、法人の事業終了に関する情報を同登録簿に登録する方法で実施する）、これについては、国家企業識別番号登録簿からの抹消命令に明記するか、もしくは再編された法人の併合先となった法人の国家再登記、設立文書の改正および補足の国家登記にあたり明記する。

自然独占主体の再編にあたっては、自然独占領域および規制市場における指導を行う全権機関の合意書を登記機関に提出する。

再編によって設立される法人の国家登記は、本法第9条に定めのある期日中に実施する。

注）第6－3条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後発効）により本法に追加された。

第7条 法人の設立文書

本法またはカザフスタン共和国のその他の法令に別段の定めがない限り、登記機関には定款を提出する。

事業組合、株式会社、生産協同組合、および協会（連合）の形態による法人連合の設立文書は、設立契約と定款である。

単独の者（単独参加者）により設立される事業組合、株式会社、および本法の本条第2項に記載のあるものを除くその他の形態の法人の設立文書は、定款（規定）および書面をもって作成される法人設立決定（単独設立者の決定）である。

カザフスタン共和国の法令に定めのある場合、非営利組織である法人は、当該の種類の組織に関する一般規定に基づき行動することができる。

小規模、中規模、および大規模企業主体に分類される法人は、カザフスタン共和国司法省がその内容を定める定款のひな型に基づき自社事業を遂行することができる。

法人の設立者が定款のひな型に基づき自社事業を遂行する決定を採択した場合、法人の国家登記の過程における定款の提出は必要ではない。

この場合、登記機関に対してはカザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書三部を、公証人による証明を受けたうえで提出するが、小規模および中規模企業主体である事業組合はこの

限りではない。

注) 第7条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による;2014年9月29日付カザフスタン共和国法第239-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効);2014年12月29日付同第269-V号(2015年1月1日より発効)による改正を伴う。

第8条 設立文書の内容

法人の設立文書は、法人の組織的・法的形態に応じて、カザフスタン共和国の法令に定めのある情報を含むものでなければならない。

支店(駐在員事務所)に関する規定は、名称、所在地(一つの州、共和国直轄都市、首都の範囲内に位置する銀行支店のあらゆる店舗の所在地)、事業対象、管理方法、支店(駐在員事務所)の責任者の権限、ならびに支店(駐在員事務所)を設置する法人の名称、所在地、事業対象、国家登記情報を含むものでなければならない。

注) 第8条は2001年1月5日付カザフスタン共和国法第135号;2004年3月18日付同第537号(公布日より6カ月が経過した後に発効);2005年12月23日付同第107号(発効規定は法第107号第2条を参照);2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)による改正を伴う。

<共和国法律情報センターによる備考>

第9条には2015年11月24日付カザフスタン共和国法第422-V号(2016年1月1日より発効)により改正が定められている。

第9条 法人の国家登記(再登記)、および支店(駐在員事務所)の登記、および文書交付の期日

ひな型ではない定款に基づき事業を遂行する株式会社とその支店(駐在員事務所)を除き、個人事業主体に分類される法人の国家登記(再登記)、これらの支店(駐在員事務所)の登記、ならびにアルマトィ市地域金融センターの参加者である法人の国家登記(再登記)は、必要な文書が添付された申請書の提出日の翌業務日以内に実施しなければならない。

アルマトィ市地域金融センターの参加者である法人および株式会社とその支店(駐在員事務所)を除き、小規模および中規模企業主体に分類される法人の国家登記は、申請書が提出された時点より1時間以内にウェブポータル「電子政府」経由で実施しなければならない。

個人事業主体に該当しない法人、ならびに、政党を除きひな型ではない定款に基づき事業を遂行する株式会社の設立文書の改正および補足の国家登記(再登記)および登記、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)の登記(再登記)は、必要な文書が添付された申請書の提出日の後10業務日以内に実施しなければならない。

ひな型ではない定款に基づき事業を遂行する株式会社とその支店(駐在員事務所)を除き、個人事業主体に分類される法人の場合、法人国家登記(再登記)証明書、支店(駐在員事務所)の登記(再登記)証明書の交付、法人国家登記(再登記)申請書の返却(定款のひな型に基づき事業を遂行する場合)は、必要な文書が添付された申請書の提出日の翌業務日に実施する。

個人事業主体に該当しない法人、ならびに、政党を除きひな型ではない定款に基づき事業を遂行する株式会社、およびこれらの支店(駐在員事務所)の場合、法人国家登記(再登記)証明書、支

店（駐在員事務所）登記証明書の交付、ならびに定款（規定）の返却は、必要な文書が添付された申請書の提出日より14業務日以内に実施する。

政党の国家登記およびその支店（駐在員事務所）の登記は、必要な文書が添付された申請書の提出日より1カ月以内に実施しなければならない。

不完全な文書一式が提出された場合、これらに不備があった場合、また、設立文書に関する専門家（スペシャリスト）による鑑定書の取得が必要な場合、ならびにカザフスタン共和国の法令に定めのあるその他の根拠に基づく場合には、法人の国家登記（登記）（再登記）、法人の事業終了登記、支店（駐在員事務所）の登記簿からの抹消、個人事業主体に該当しない法人ならびに株式会社の定款およびこれらの支店（駐在員事務所）に関する規定の改正・補足の登記の期限は、不備が是正されるまで、もしくははしかるべき見解書（鑑定書）を受領するまでの間、中断となる。

注）第9条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による；2014年12月29日付カザフスタン共和国法第269-V号（2015年1月1日より発効）による改正を伴う。

第10条 登記手数料の納付

法人の国家登記（再登記）、事業終了の国家登記、これらの支店（駐在員事務所）の登記（再登記）、登記簿からの抹消を行うにあたっては、カザフスタン共和国法典「税およびその他の国庫への義務的納付について」（税法典）（以下、「税法典」）に定めのある手順に則り登記手数料を徴収する。

注）第10条は、2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による。

第11条 法人および支店（駐在員事務所）の国家登記（登記）および再登記の却下

法人の国家登記（再登記）の却下は以下の場合に行われる。

- 1) カザフスタン共和国の法令に定めのある法人の設立、再登記、再編手順への違反、カザフスタン共和国法に対する設立文書の不適合があった場合
- 2) 譲渡証書もしくは分割貸借対照表の不提出、またはこれらの文書における再編対象となる法人の権利継承規定の不記載があった場合
- 3) 法人または法人の単一の設立者（参加者）が、活動していない法人である場合
- 4) 法人の設立者（参加者）および（または）責任者である自然人が活動していない法人の単一の設立者（参加者）および（または）責任者である場合、および（または）行為能力を欠いているか、もしくは行為能力が制限されている者とみなされている場合、および（または）行方不明者とみなされている場合、および（または）死亡が宣告されている場合、および（または）カザフスタン共和国刑法典第215条、第237条、第238条、第240条に基づく犯罪に対する消滅もしくは抹消されていない前科を有している場合、ならびに法人の設立者（自然人および〔または〕法人）、責任者、法人を設立した法人の設立者および（または）責任者が執行手続きに係る債務者である場合とするが、ただし、定期的支払いの徴収に関する執行手続きに係る債務者で、かつ定期的支払いに関する執行手続きに係る債務が3カ月分を超えない者はこの限りではない

<共和国法律情報センターによる備考>

第11条には、2015年8月2日付カザフスタン共和国法第343-V号（初回公布日より6カ月が経過した後に発効）に則り第4-1）号の追加が定められている。

- 5) 紛失された、および（または）無効である身分証明文書が提出された場合
- 6) 裁判所の判決、ならびに法執行官および法秩序維持機関の決定（差し止め命令、差し押さえ）がある場合

宗教団体の国家登記および再登記を却下する際の追加的な根拠は、カザフスタン共和国法「宗教活動および宗教団体について」に定められている。

支店（駐在員事務所）の登記および再登記の却下は、カザフスタン共和国の法令に定めのある支店（駐在員事務所）設置手順への違反があった場合、ならびに登記目的で提出された文書がカザフスタン共和国法に不適合であった場合に実施する。

法人の国家登記または再登記、支店（駐在員事務所）の登記または再登記を却下する場合、登記機関は本法第9条に定めのある期日中に、当該の者に対し、提出された文書がカザフスタン共和国の法令要件に適合していない旨への言及を記した、正当な根拠を有する却下通知を、書面をもって交付する。

法人、ならびにその支店（駐在員事務所）の国家登記（登記）または再登記に係る納付済みの登記手数料の返還は、税法典に定めのある場合に実施する。

国家登記（再登記）の却下に係る、本条に定めのある根拠は、小規模企業主体に分類される法人には適用しない。

注）第11条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による；2014年1月15日付カザフスタン共和国法第164-V号（初回公布日より10暦日が経過した後に発効）；2014年3月7日付同第177-V号（初回公布日より10暦日が経過した後に発効）；2014年7月3日付同第227-V号（2015年1月1日より発効）による改正を伴う。

第12条 法人、支店（駐在員事務所）の国家登記（登記）（再登記）を証明する文書

法人の国家登記（再登記）、支店（駐在員事務所）の登記（再登記）を証明する文書とは、カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づき登記機関が交付する証明書である。

法人の国家登記（再登記）証明書は、その交付年月日、登記機関、企業識別番号、国家登記（再登記）年月日、法人の名称および所在地を含むものとする。

支店（駐在員事務所）の登記（再登記）証明書は、その交付年月日、登記機関、企業識別番号、登記（再登記）年月日、支店（駐在員事務所）の名称および所在地、支店（駐在員事務所）を設置した法人の名称および所在地を含むものとする。

法人の国家登記（再登記）を証明する文書の存在は、カザフスタン共和国の法に則ったライセンス取得を必要とする事業を開始するための根拠となるものではない。ライセンスを必要とする事業領域における法人の行為能力は、しかるべきライセンスを取得した時点より発するものであり、ライセンスの効力が終了した時点、またはカザフスタン共和国の法令に定めのある手順に則りこれが無効とみなされた時点で停止となるものである。

注）第12条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に

発効)の文言による;2014年7月2日付カザフスタン共和国法第225-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効);2014年9月29日付同第239-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効)による改正を伴う。

第13条 国家統計登録

注) 第13条は2010年3月19日付カザフスタン共和国法第258-IV号により削除。

第14条 法人の国家再登記、支店(駐在員事務所)の再登記

カザフスタン共和国の法令に定めのある場合、法人、支店(駐在員事務所)は国家再登記(再登記)の対象となる。

この場合、登記機関には以下の文書を提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書
- 2) 法人の設立文書、支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足を盛り込んだ法人の全権機関による国家再登記(再登記)決定、または同決定の謄本であって、法人の印(存在する場合)が捺されたもの
- 3) 個人事業主体に該当しない法人、ならびに株式会社、その支店(駐在員事務所)の場合には、改正・補足が施された設立文書(規定)三部
- 4) 個人事業主体に該当しない法人、ならびに株式会社、その支店(駐在員事務所)の以前の設立文書の原本
- 5) 法人の国家再登記または支店(駐在員事務所)の登記に係る登録手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書

有価証券保有者登録システムの備え付けに係る事業遂行ライセンスを保有する有価証券市場の専門の参加者が事業組合参加者登録簿の備え付けを実施している事業組合を除き、参加者の構成変更を根拠とする事業組合の国家再登記の場合には、組合の資産(定款資本)またはその一部における持分に対する事業組合を脱退する参加者の権利の、カザフスタン共和国の法令および設立文書に則った譲渡(移管)を証明する文書を提出する。

組合の資産(定款資本)またはその一部における持分に対する事業組合を脱退する参加者の権利の譲渡(移管)契約の一方当事者が自然人である場合には、自然人の署名の真正性については公証人の証明を受けるものとする。

自然独占主体の国家再登記にあたっては、自然独占領域および規制市場における指導を行う全権機関の同意が必要となり、しかるべき商品市場において支配的または独占的地位を有する市場主体、ならびに株式(定款資本における参加持分)の50%超を国が保有する国営企業、法人、およびこれらに関係する者であってカザフスタン共和国領内において自社事業を展開する予定の者の再登記にあたっては、反独占機関の同意が必要となる。ただし、がカザフスタン共和国の法律、カザフスタン共和国大統領令、またはカザフスタン共和国政府決定によりその創設が直接的に規定されている場合はこの限りではない。

銀行、特定の種類の銀行業務を遂行する組織、保険組織、再保険組織の設立文書の改正・補足はそれぞれ、カザフスタン共和国の銀行関連法令、保険および保険事業に関するカザフスタン共和国

の法令に定めのある特徴を踏まえたうえでこれを実施する。

注) 第14条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による;2013年6月21日付カザフスタン共和国法第106-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効);2014年12月29日付同第269-V号(2015年1月1日より発効);2015年4月22日付同第308-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効)による改正を伴う。

第14-1条 個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足の国家登記

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足が、国家再登記(再登記)を伴うべきではない形で行われた場合、法人、支店(駐在員事務所)は、定款(規定)の改正・補足に係る決定を採択した日より1か月以内に、登記機関にこの旨を通知する。

通知には、設立文書の改正・補足に関する法人の全権機関による決定、または同決定の謄本、ならびに個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、これらの支店(駐在員事務所)に関する規定に加えられた改正・補足のテキストに、法人の印(存在する場合)が捺されたものを添付する。

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足の国家登記は、所在地の変更、新版の定款(規定)が採択された場合にこれを実施する。

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足が、国家再登記(再登記)を伴うべきではない形で行われた場合の国家登記を行うには、登記機関に以下の文書を提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書
- 2) 法人の設立文書、支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足に関する法人の全権機関による決定、または同決定の謄本であって、法人の印(存在する場合)が捺されたもの
- 3) 法人の設立文書、支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足のテキスト三部、または新版として作成された法人の設立文書、支店(駐在員事務所)に関する規定三部であって、法人の印(存在する場合)が捺されたもの
- 4) 法人の設立文書、支店(駐在員事務所)の以前の設立文書の原本
- 5) 実際の所在地を証明する文書(所在地を変更する場合)

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足の国家登記の却下は、以下の場合に行われる。

- 1) 法人の設立文書、支店(駐在員事務所)の規定の改正・補足手順への違反、カザフスタン共和国法に対する設立文書(規定)の不適合があった場合
- 2) 裁判所の判決、ならびに法執行官および法秩序維持機関の決定(差し止め命令、差し押さえ)がある場合

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社の設立文書、ならびにこれらの支店(駐在員事務所)に関する規定の改正・補足の国家登記を却下する場合、登記機関は本法第9条に定めのある

期日中に、当該の者に対し、提出された文書がカザフスタン共和国の法令要件に適合していない旨への言及を記した、正当な根拠を有する却下通知を、書面をもって交付する。

株式会社を除く個人事業主体に分類される法人、ならびにその支店（駐在員事務所）の所在地の変更にあたり、法人、支店（駐在員事務所）は、所在地の変更に関する決定が採択された日より1カ月以内に、実際の所在地を管轄する登記機関にこの旨を通知する。

注）第14-1条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）により本法に追加された；2014年12月29日付同第269-V号（2015年1月1日より発効）による改正を伴う。

第15条 個人事業主体に該当しない法人、および株式会社、ならびにこれらの支店・駐在員事務所の定款（規定）の写しの交付

法人の申請に基づき、登記機関は個人事業主体に該当しない法人、および株式会社、ならびにこれらの支店・駐在員事務所の定款（規定）の写しを3業務日以内に交付する。

個人事業主体に該当しない法人、および株式会社、ならびにこれらの支店・駐在員事務所の定款（規定）の写しの交付を目的とする場合には以下の文書を提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた申請書
- 2) 定款（規定）の写しの取得に関する法人の全権機関による決定、または同決定の謄本であって、法人の印（存在する場合）が捺されたもの
- 3) 定款（規定）の原本を紛失した旨の情報を定期印刷刊行物に公表したことを証明する文書

注）第15条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による；2014年12月29日付同第269-V号（2015年1月1日より発効）による改正を伴う。

第16条 法人の事業終了に係る国家登記

清算を根拠とする法人の活動終了に係る国家登記を行うには、以下の文書を提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた、法人の清算の国家登記に関する申請書
- 2) 法人の資産所有者、または所有者により全権を付与された機関、もしくは定款によりこれに係る全権を付与された法人の機関の決定であって、法人の印（存在する場合）が捺されたもの
- 3) 法人の清算、債権者による請求提示の手順および期日に関する情報を司法省の公式印刷刊行物に公表したことを証明する文書
- 4) 関税、税、通関手数料に係る債務がないことを示す証明書

<共和国法律情報センターによる備考>

第5)号は2015年10月29日付カザフスタン共和国法第376-V号（2016年1月1日より発効）の文言において定められている。

- 5) 株式発行の無効に関する証明書（株式会社の場合）
- 6) 法人印の廃棄に関する文書（存在する場合）
- 7) 法人の事業終了の国家登記に係る登録手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書であるが、ただし、小規模および中規模企業主体に分類される法人はこの限りではない
- 8) 設立文書

法人の清算の国家登記に係る申請書は、法人を清算する旨の情報が公表された日より2カ月以上が経過した後に登記機関に提出する。

裁判所の決定に基づき清算された法人の事業終了の国家登記は、裁判所の決定および清算手続きの完了に関する裁判所の判断に基づきこれを実施する。

資産複合体として民営化された国営企業の事業終了の国家登記を行う場合、買主は以下の文書を提出する。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた国家登記に関する申請書
- 2) 資産複合体としての国営企業の民営化に関するカザフスタン共和国政府（地方執行権力機関）の決定
- 3) 国営企業の資産複合体の売買契約の写し
- 4) 国営企業の譲渡証書の写し
- 5) 法人の国家登記または支店（駐在員事務所）の登記に係る登記手数料の予算への納付を証明する領収書またはその他の文書

登記機関は法人の清算に関する決定を受領した後、カザフスタン共和国の法令に定めのある清算手順を遵守しているかどうかの確認を行い、法人の清算に関する情報を国家企業識別番号登録簿に記録する。

<共和国法律情報センターによる備考>

第6項には、2015年8月2日付カザフスタン共和国法第342-V号（2018年1月1日より発効）により改正が定められている。

国家歳入機関は、国家企業識別番号登録簿の情報に基づき、事業を終了する法人に関する税務上の債務、義務的年金拠出金および社会保険料に係る債務の欠如（存在）に関する情報を提供するか、または、当該の法人が税法典に定めのある手順に則った税務上の義務を履行していなかった場合には、債務に関する前記情報の提供を拒否する。

確認の過程で清算手順への違反が認められなかった場合、登記機関は、必要な文書が添付された法人清算国家登記に係る申請書の提出日の後5業務日以内に法人の事業終了を登録する。自然独占主体の事業終了に係る国家登記は、自然独占領域および規制市場における指導を行う全権機関の事前の了承を得たうえで登記機関がこれを実施する。

<共和国法律情報センターによる備考>

第8項には、2015年8月2日付カザフスタン共和国法第342-V号（2018年1月1日より発効）により改正が定められている。

法人の清算手順への違反が認められた場合、ならびに清算される法人の支店（駐在員事務所）であって、登記が抹消されていないものがある場合、税務上の債務、義務的年金拠出金および社会保険料に係る債務がある場合、または当該の法人が税法典に定めのある手順に則った税務上の義務を履行しておらず国家歳入機関が債務に関する前記情報の提供を拒否した場合、登記機関は法人の事業終了の国家登記を拒否する決定を採択する。

法人は、この旨に関する情報が国家企業識別番号登録簿に登録された後、自社事業を終了したものとみなされる。

注) 第16条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に

発効)の文言による;2014年11月7日付カザフスタン共和国法第248-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効);2014年12月29日付同第269-V号(2015年1月1日より発効)による改正を伴う。

第16-1条 法人の支店(駐在員事務所)の登記の抹消

支店(駐在員事務所)は、以下を根拠とする場合に登記抹消の対象となる。

- 1) カザフスタン共和国司法省が定める様式に基づいた支店(駐在員事務所)の事業終了に関する、法人の申請書
- 2) 支店(駐在員事務所)の規定
- 3) 支店(駐在員事務所)の登記抹消に係る登記手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書

<共和国法律情報センターによる備考>

第2項には、2015年8月2日付カザフスタン共和国法第342-V号(2018年1月1日より発効)により改正が定められている。

国家歳入機関は、国家企業識別番号登録簿の情報に基づき、事業を終了する外国法人の支店(駐在員事務所)に関する税務上の債務、義務的年金拠出金および社会保険料に係る債務の欠如(存在)に関する情報を提供するか、または、当該の外国法人支店(駐在員事務所)が税法典に定めのある手順に則った税務上の義務を履行していなかった場合には、債務に関する前記情報の提供を拒否する。

裁判所によって強制清算決定が採択された法人の支店(駐在員事務所)の登記抹消は、以下の文書が添付された当該の決定を根拠として実施する。

- 1) 支店(駐在員事務所)に関する規定
- 2) 支店(駐在員事務所)の登記抹消に係る登記手数料の国庫への納付を証明する領収書またはその他の文書

<共和国法律情報センターによる備考>

第4項には、2015年8月2日付カザフスタン共和国法第342-V号(2018年1月1日より発効)により改正が定められている。

カザフスタン共和国の法令に定めのある法人の支店(駐在員事務所)の事業終了手順への違反が認められた場合、ならびに外国法人の支店(駐在員事務所)に税務上の債務、義務的年金拠出金および社会保険料に係る債務がある場合、または当該の支店(駐在員事務所)が税法典に定めのある手順に則った税務上の義務を履行していなかった場合に国家歳入機関が債務に関する前記情報の提供を拒否した場合、登記機関は支店(駐在員事務所)の登記抹消を拒否する決定を採択する。

法人の支店(駐在員事務所)の登記抹消は、必要な文書が添付された支店(駐在員事務所)の事業終了に関する法人の申請書が提出された日の後5業務日以内に実施する。

注) 第16-1条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号(初回公布後10暦日が経過した後に発効)の文言による;2014年11月7日付カザフスタン共和国法第248-V号(初回公布日より10暦日が経過した後に発効)による改正を伴う。

<共和国法律情報センターによる備考>

第7項には、2015年11月24日付カザフスタン共和国法第422-V号(2016年1月1日より発効)により

改正が定められている。

第17条 紛争の審理

法人の国家登記および支店（駐在員事務所）の登記の却下、および当該の登記の回避、ならびに法人設立者と登記機関との間のその他の紛争に関しては、裁判所に不服を申し立てることができる。
注）第17条は2012年12月24日付カザフスタン共和国法第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）の文言による。

第18条 法律違反に対する責任

国家登記せずに法人として活動することは認められない。国家登記をせずに活動した結果得られた収入は、カザフスタン共和国の法令に則り共和国予算の収入として没収する。

法律に定めのある手順に則った再登記を伴うべき法人データの変更に関する情報が1カ月以内に提出されない場合、これに対してはカザフスタン共和国の法律に則った責任が生じる。

法人、支店（駐在員事務所）の国家登記（登記）（再登記）、法人の設立文書、これらの支店（駐在員事務所）の規定の改正・補足の登記が登記機関によって違法に却下された場合、申請者は自らが被った損害の補償を司法手続に則り請求する権利を有する。

株式の発行の国家登記または国家識別番号の取得に係る文書を株式会社が所定の期日中に中央銀行に提出しなかった場合、当該の会社はカザフスタン共和国の法令に定めのある手順に則り清算または改組の対象となる。

注）第18条は2001年1月5日付カザフスタン共和国法第135号；2002年10月29日付同第348号；2004年3月18日付同第537号（初回公布日より6カ月が経過した後に発効）；2012年7月3日付同第30-V号（初回公布日より10暦日が経過した後に発効）；2012年12月24日付同第60-V号（初回公布後10暦日が経過した後に発効）による改正を伴う。

第19条 本法の発効規定

本法は公布日より効力を発する。

カザフスタン共和国
大統領